

食事療養費・生活療養費

入院中の食事にかかる費用のうち 1 食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは市区町村が「入院時食事療養費」として負担します。

療養病床に入院する 65 歳以上の方は、入院時生活療養費として食費と居住費について一部自己負担があります。

入院中の食事代などの標準負担額			2025 年 4 月 1 日から		
区分			療養病床以外の 入院のとき (入院時食事療養)	療養病床入院のとき (入院時生活療養)	
				食費(1 食)	居住費(1 日)
一般		入院時生活療養		510 円	
		入院時生活療養 2	510 円	470 円	
		指定難病患者	300 円	300 円	
		精神 1 年超	260 円	—	370 円
住民税非課税	70 歳未満・ 低所得者 2	90 日までの入院	240 円	240 円	
		90 日を超える入院	190 円	190 円	
		低所得者 1	110 円	110 円	

住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要となります。申請した月からの適用となりますのでお気を付けください。

令和 7 年 4 月 1 日